

○不破消防組合管理者等の給与の支給に関する規則

昭和51年8月10日規則第1号

改正

昭和52年4月1日規則第2号

平成7年4月1日規則第5号

平成19年4月1日規則第1号

平成21年4月1日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、不破消防組合管理者等の給与の支給に関する条例（昭和51年規則第1号）の規定に基づき職員の給与の支給について必要な事項を定めるものとする。

(給与等の支給)

第2条 この規則で定めるもののほか職員の給与等の支給に関しては、垂井町職員の給与の支給の例による。

(管理職手当)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職のうち、その職務の特殊性に基づき次の職にある職員に管理職手当を支給する。ただし、隔日勤務に就いている職員には支給しない。

- | | |
|---------------------|---------|
| (1) 消防長 | 47,000円 |
| (2) 消防次長 | 45,000円 |
| (3) 消防署長、課長、東消防署副署長 | 45,000円 |

2 前項第1号から第3号までの職にある職員のうち兼任する場合には上位の職とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和51年8月1日から適用する。

附 則 (昭和52年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則 (平成7年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則 (平成19年規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成21年規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。